

狂犬病予防注射（集合注射）について

飼い犬には年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。
町では下記の日程で集合注射を実施します。飼い主の皆さまには通知を発送していますのでご利用ください。
動物病院で予防注射を受けた場合は、役場・歌津総合支所で注射済票の交付を受けてください。

月日	時 間	会 場
4月24日(木)	午前9時30分～9時50分	清 流 会 館 前 駐 車 場
	午前10時10分～10時40分	旧 入 谷 公 民 館 東 側 広 場
	午前11時10分～11時30分	大 船 地 区 公 民 館 前 駐 車 場
	午後1時10分～1時40分	戸 倉 公 民 館 前 駐 車 場
	午後2時10分～2時40分	ベイサイドアリーナ前駐車場
4月25日(金)	午前9時30分～9時50分	上 沢 集 会 所 前 駐 車 場
	午前10時10分～10時30分	活性化センターいずみ前駐車場
	午前10時50分～11時30分	平成の森駐車場（管理棟前）

犬を飼っている皆さまへ

飼っている犬が散歩中にフンをしてしまった場合、飼い主が責任を持ってフンの処理をしなければなりません。フンの処理を行わないと地域の人への迷惑となり、公害となる可能性もあります。ルールを守って正しく生活しましょう。

☎ 農林水産課 環境係 ☎46-5528

猫に関する苦情が増えています

「敷地内で糞尿されてください」「放置されたえさにカラスや虫が出ている」などの苦情が寄せられています。地域には、猫が好きではない人もいます。
誰も嫌な思いをしなくてすむように、少しだけ猫との関係を見直してみましょう。

- ▶猫を飼っている人は、室内で飼育しましょう。猫は上下運動ができる空間を整え、不妊・去勢手術をすれば、特に広い生活空間はいりません。室内で飼うことで周囲に迷惑をかけることなく、事故や感染症からも守ることができます。もちろん、最期までお世話しましょう。
- ▶外でえさを与えている人は、近所には猫が苦手な人がいることをまず思い出してください。それでもえさを与えるなら敷地内で決めた時間だけにし、猫用トイレも用意してください。えさを片付けるときは、トイレも掃除し清潔にしてください。そして、家で飼えないか、里親になってくれる人はいないか考えてみてください。
- ▶猫が苦手な人は、耳がカットされた猫を見たらそっと見守ってください。手術でマーキングや鳴き声が軽減された、一代限りの命です。

☎ 農林水産課 環境係 ☎46-5528

山火事に注意 しましょう

～火入れ許可申請について～

森林の周囲1キロメートル範囲内の土地で火入れをするときは、火入れの許可を受ける必要があります。ひとたび山火事が発生すると延焼が広がり、大きな災害に繋がる可能性があります。火入れの許可を受ける場合は、火入れ開始の7日前までに農林水産課に備え付けの許可申請書を提出してください。

なお、火入れの方法や許可の要件がありますので、詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

森林法第21条第2項の規定により、火入れ許可ができるのは次の場合に限られます。

- ・造林のための地ごしらえ
- ・開墾準備
- ・害虫駆除
- ・焼畑
- ・これらに準ずる事項であって農林水産省令で定めるもの

☎ 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378

えきひ 液肥の活用について お願い

生ごみの分別回収の協力により、町では地球にやさしいバイオマス事業に取り組んでいます。ここで生産された液肥は、タンクに入れて町内各地に設置しており、皆さまに利用いただいています。

この液肥は、化学肥料とは違い原材料のにおいが多少残っています。そのため、畑などに撒く量や風向きによっては、このにおいを不快に感じる人もいらっしゃいます。

皆さんのご協力からできた液肥なので、利用するときは、ご近所への影響も考え地球にもご近所にもやさしい利用をお願いします。

☎ 農林水産課 環境係 ☎46-5528

町の事務事業についての「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業についての「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、全ての人が対象となります。

相談できる内容

町の事務事業についての、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電 話	46-1371 (直通)	郵 送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 企画課 おらほの相談窓口 宛
電子メール	gyoukan@town.mina misanriku.miyagi.jp	面 談	事前に希望する日時などをお伝えください。
F A X	46-5348	ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

相談をしたことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取り扱いをされることはありません。
なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～4月11日は「家族・職場の緊急時連絡先・避難場所を確認する日」です～
新年度・新学期を迎えたこの時期に、緊急時の連絡先、連絡体制や避難場所を確認しましょう。

家族それぞれの緊急時連絡先や避難場所について改めて確認しましょう。

新年度・新学期を迎え、多くの学校、職場などが新しい環境となります。
この機会に、1日の中で何時にどこにいるかを整理し、その時々場所における連絡手段、避難場所について確認しておきましょう。

そして、家族それぞれが確認をした緊急時連絡先・避難場所などの情報をご家族の皆さんで共有しましょう。

また、連絡手段を失った場合に備えて、状況が落ち着いてからの参集場所についても話し合い、決めておきましょう。

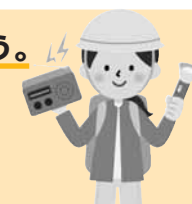


緊急時連絡先や避難場所について各自で確認し職場内で共有しましょう。

勤務時間内外における緊急時の連絡体制を確立しておきましょう。

避難場所については、仕事場ごとに確認し、職場内でその情報を共有しましょう。

人事異動があった場合や新しい仕事場ができた場合には、連絡体制および避難場所について、随時の見直しを行い、認識共有することが重要です。



「減災」は、皆さん一人一人、そしてご家庭や企業における取り組みが基本となります。
「防災」、「減災」の基本は「自分の命は自分で守る」という事を再認識していただき、引き続き「自助」や「共助」の取り組みについてよりしくお願いします。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376